

信用保証料補助(上乗せ保証料)

区の制度融資において「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用した場合、通常の保証料補助に加えて、上乗せ保証料分については区が全額補助します

「事業者選択型経営者保証非提供制度」とは・・・

融資を受ける際、信用保証協会に保証の申込みをするにあたり、下記の対象要件等の条件を満たす場合に通常の保証料に加えて保証料を上乗せすることで、経営者保証を付けないことを選択できる制度

■対象要件

※要件の確認は融資申込先の各金融機関・東京信用保証協会で行いますので、要件等の詳細は各金融機関へご確認ください

	直近決算期において 債務超過でない	直近決算期において 債務超過である
直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して赤字でない	通常保証料率 +0.25%	通常保証料率 +0.45%
直近2期の決算期において 減価償却前経常利益が連続して赤字である	通常保証料率 +0.45%	対象外

■対象となる区の制度融資

創業支援融資及び小規模企業融資を除く区の制度融資

※創業支援融資及び小規模企業融資については、現行通り東京都が信用保証料を補助します。

※区の制度融資以外は、補助対象外となります。

■申請方法

- ①各金融機関において、「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用したうえで融資の実行
- ②本紙とともにお渡りする「信用保証料補助事業について」をご確認の上、融資実行後に必要書類を揃えて区へ申請

■申請期限

令和7年3月31日まで

■問合せ先

<事業者選択型経営者保証非提供制度について>
融資申込先の各金融機関や東京信用保証協会

<補助金の申請について>

港区産業振興課経営支援係 電話 03-6435-4620